

## 角田市都市計画マスタープラン策定業務委託 仕様書

### 1. 件名

角田市都市計画マスタープラン策定業務委託

### 2. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月22日まで

### 3. 適用範囲

本仕様書は、角田市が実施する「角田市都市計画マスタープラン策定業務委託」に適用する。

### 4. 対象区域

角田市全域

### 5. 目的

現在の角田市都市計画マスタープランは平成25年3月に策定したものであるが、策定から9年が経過しており、その間に本市の最上位計画である角田市第6次長期総合計画の策定、宮城県においては都市計画区域マスタープランが改訂された。

令和3年度に策定された角田市第6次長期総合計画、またこれまでの施策の検証と実施状況等を踏まえ、現在の角田市都市計画マスタープランについて、住民意見を取り入れながら今後の都市の将来像を明確にし、今後のまちづくりの方針を決定するための新たなマスタープランの策定を行う。

また、角田市都市計画マスタープランは角田市第6次長期総合計画との整合性を図るものとする。

### 6. 業務内容

#### (1)主な作業の内容

令和4年度予定業務

##### ①現況の調査・分析・課題の抽出

最新の国勢調査や都市計画基礎調査等の既存資料を基に、全体構想及び地域別構想等の検討に必要な項目について調査・分析を行う。また、本市における都市づくりの問題点を整理し、課題を抽出するとともに、現在の角田市都市計画マスタープランについて、進捗状況の検証を行う。

(調査項目例)

自然条件、地区別人口、産業、土地利用、都市計画区域・用途地域、都市施設（道路、広場、公園、都市下水路）、財政等

##### ②角田市第6次長期総合計画及び関連計画等との整理

角田市第6次長期総合計画及び関連計画等を取りまとめることで、各計画との整合を図ると

ともに今後のまちづくりの方向性を整理する。

(参考とすべき計画の例)

・市計画

角田市第6次長期総合計画、角田市国土強靱化地域計画、角田市防災・減災構想、角田市地域防災計画、角田市公共施設等総合管理計画、角田市公共施設個別施設計画 等

・県計画

仙南広域都市計画区域の整備・開発及び保全の方針、宮城県国土利用計画、仙南地域広域景観計画 等

③住民意向調査の実施

住民意向の把握のため、住民意向調査を実施することとし、16歳以上の市民概ね2,000人を対象に行う。郵送による調査票の発送、回収を行うこととし、調査票の作成支援及び印刷、集計分析を行う。郵便料を含めた見積とし、封筒の準備や封筒の印刷は市で行う。

④全体構想案の策定

角田市の特性を生かした自然、緑地、農地、市街地等の土地利用構造のあり方について検討するとともに、課題への対応を検討したうえで作成すること。

I 基本理念及び都市づくりの目標の検討

上記①～③を踏まえ、本市の都市づくりにおける基本理念及び目標を検討、作成する。

II 将来フレームの検討及び将来都市構造案の作成

概ね10年後を目標として、将来人口及び市街地の規模の検討を行う。また、本市が将来目指すべき都市の姿について検討を行う。

III 都市づくりの部門別方針の作成

下記の項目の方針案を基本として、部門別方針の作成を行う。なお、その内容は上記の目標等を踏まえた上で、関連する各計画の内容に即したものとする。

- ・土地利用の方針
- ・交通体系（道路・公共交通施設）の方針
- ・公園・緑地の方針
- ・その他都市施設（河川・公共下水道等）の方針
- ・都市防災の方針
- ・都市環境の方針
- ・都市景観の方針

令和5年度予定業務

①地域別構想案の策定

住民意向調査の結果等を踏まえつつ、各地域におけるまちづくりの目標を検討するものとし、また、地域の現況や特性を踏まえた地域づくりの課題を整理するとともに、全体構想案との整

合に留意しつつ、地域づくりの課題への対応方策を検討し、その考え方について整理すること。

記載内容は、主に各地区の現状と課題及び基本的な方向性、各地区の具体的な方針について記載するものとする。

地域に関しては現行の6地区に分割することを基本とするが、別途検討の上決定する。

#### ②具体化方策の設定

都市計画マスタープランの実現のために考えられる方策を検討するとともに、計画の管理・見直しの方策について検討する。

#### ③住民参加型ワークショップ実施に係る支援

住民参加型ワークショップについて、主に角田市中心部地域を対象に実施する。その際のプログラムの検討立案の支援、開催チラシの作成、資料の作成支援、ワークショップの運営支援、記録の作成及び取りまとめ等を行う。

#### ④パブリックコメント実施に係る支援

パブリックコメントの実施に際し資料の作成支援及び得られた意見に対する対応についての助言を行う。

#### ⑤都市計画マスタープラン案の取りまとめ

上記の内容を踏まえ、最終的な都市計画マスタープラン案の取りまとめを行う。

### (2)会議の運営支援

下記の会議に関する資料作成の支援及び当日の運営支援を行う。

#### ①都市計画審議会

2年間で計5回の実施を基本とするが、監督員と別途協議する。

#### ②庁内検討部会

2年間で計5回の実施を基本とするが、監督員と別途協議する。

#### ③住民説明会

令和5年度に1～2回実施する。

#### ④角田市議会全員協議会

令和5年度に1度実施する。

### (3)打合せ協議

業務着手時、成果品納入時及び中間時の年間で各計4回以上の実施を基本とする。具体的な回数については契約後に監督員と別途協議するものとする。

## 7. 成果品

成果品は以下のとおりとし、角田市産業建設部都市整備課に納品するものとする。

令和4年度

- ・ 中間報告書           1部
- ・ 上記データ           一式

## 令和5年度

- ・最終報告書 1部
- ・本編 200部（80頁程度）
- ・概要版 1部（12頁程度）
- ・上記データ 一式

## 8. 著作権の帰属

本業務に係る成果物の著作権は本市に帰属するものとする。ただし、写真や地図等の素材について、他に著作権を有しているものがあるときは、その使用に関する手続きを事業者にて行うこととする。なお、使用権を得て使用する写真等の素材についての著作権の市への譲渡はないものとする。

## 9. その他

本仕様書にない事項で疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。